

桑名市教育委員会議事録

令和4年11月25日（金）教育委員室において、桑名市教育委員会11月定例の教育委員会を開催した。

教育委員会の構成員（5名）

教育長 加藤 眞毅 教育委員 松岡 守 教育委員 稲垣 陽子
教育委員 佐藤 強 教育委員 安藤 智里

出席参与者

教育部長	高木 達成	教育監兼学校支援課長	尾関 一夫
教育次長	小林 代二	教育次長兼教育総務課長	位田 壮平
新たな学校づくり課長	箕 直樹	人権教育課長	矢野 道代
新たな学校づくり課主幹 (小中一貫教育担当)	井桁 里美	教育環境再構築 プロジェクト担当	近藤 光彦
学校支援課主幹 (生徒指導担当)	芝 佐織	学校支援課主幹 (教職員人事担当)	大喜多 啓介
教育総務課主幹 (保健給食担当)	佐原 俊也		
生涯学習・スポーツ課長	竹尾 基志	ブランド推進課長	水谷 芳春

書記

丹川 健吾

傍聴人

無

議題

1. 審議事項

- ・議案第26号 令和5年度教職員人事異動基本方針について【非公開】
- ・議案第27号 多度地区小中一貫校整備事業 施設一体型小中一貫校の校名について【非公開】

2. 協議事項

- ・令和4年12月桑名市議会定例会提出議案に係る意見聴取について【非公開】

3. 報告事項

- ・多度地区小中一貫校整備事業について
- ・令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査及び令和4年度桑名市いじめの問題に関する児童生徒意識調査の結果について
- ・桑名市多度学校給食センター調理業務委託業者の決定について【非公開】
- ・小・中学校の様子について【非公開】

4. 連絡事項

- ・令和5年桑名市成人式について
- ・12月の教育委員会の行事予定について
- ・12月の教育委員会定例会 12月22日（木） 午前9時00分
- ・1月の教育委員会定例会 1月24日（火） 午後1時00分

【教育長】

それでは、ただいまから令和4年11月の教育委員会定例会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

議長は、私が務めさせていただきます。

なお、教育長及び教育委員の全員が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、本委員会は有効に成立していることを報告いたします。

それでは、本日の議事のうち非公開とさせていただきたい事項がございます。事項書のほうを御覧ください。

事項書1番、審議事項の議案第26号、令和5年度教職員人事異動基本方針についてと、議案第27号、多度地区小中一貫校整備事業 施設一体型小中一貫校の校名について、事項書の2番、協議事項の令和4年12月桑名市議会定例会提出議案に係る意見聴取について、事項書の3番、報告事項の桑名市多度学校給食センター調理業務委託業者の決定についてと、小・中学校の様子についての5件でございます。

令和5年教職員人事異動基本方針については、人事に関する内容でありますので、公開にはなじまない内容となっております。多度地区小中一貫校整備事業 施設一体型小中一貫校の校名については、公表前の事項となります。令和4年12月桑名市議会定例会提出議案に係る意見聴取については、12月議会に提案する議案について委員の皆様から御意見をお伺いしたいと思っており、自由闊達な御意見をいただくために非公開とさせていただきたいと思えます。桑名市多度学校給食センター調理業務委託業者の決定についても、公表前の事項となります。最後の小・中学校の様子については、児童生徒の個人情報を含むものとなっております。したがって、これら5件については、桑名市教育委員会会議規則第5条により、会議を非公開といたしたいと思えます。

会議を非公開とすることについて挙手により採決をいたします。

非公開とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【教育長】

ありがとうございました。全員一致により、これら5件については非公開とすることに決しました。

よって、これら5件については、会議の最後に事務局から説明を受けることといたします。

それでは、事項書の3番、報告事項、多度地区小中一貫校整備事業について、事務局から説明をお願いいたします。

【新たな学校づくり課長】

新たな学校づくり課、筈です。よろしくお願いいたします。

資料、校章の募集要項等により、校章募集について御報告させていただきます。

校名については、この後の審議事項により、施設一体型小中一貫校の校名について教育委員会で御審議いただきます。ここでは校章の募集のことで御報告させていただきます。

募集者につきましては、全国を対象とし、募集期間につきましては12月1日から1月10日までの期間といたします。

募集用紙は、お手元に配付してございます3種類の募集用紙でございます。

1つ目はホームページ用、2つ目、それをややかみ砕いた子供たち用、また地域配布用の3種類でございます。

応募方法につきましては、記載のとおりでございます。

校章につきましては、校名と異なりまして、ファクスの場合は原案が不鮮明になることが考えられるため、ファクスは不可としております。

その他の欄にある、「決定にあたって、一部を補正・修正する場合があります。」につきましては、例えば美術の専門家などでデザインが完成しておりまして、そのことに御承諾いただけない場合、意思表示ができるチェック欄も募集用紙では設けてございます。

子供たちへは各学校を通じて配付、募集いたします。

次に、スケジュールでございます。

校章の募集要項の裏面を御覧ください。

1月10日の校章募集の締切りを受けまして、事務局にて応募作品の一覧を作成いたします。次に、郵送による1次審査を開校準備委員会さんに行っていただきます。この中で委員さんには、一般の部と子供たちの部の2部に分け、選んでいただきます。事務局を含めて、投票結果の集計の後、一般の部より3点、子供たちの部より2点程度を第2次最終審査対象といたします。第2次最終審査につきましては、2月19日に第8回の開校準備委員会を開催し、校章をさらに1つに絞り込みます。その後、必要に応じて、1つに絞り込みました校章の補正・修正を行いまして、3月の教育委員会定例会で校章について御審議や4月の公表を予定しております。

なお、選定の基準につきましては、多度の地域の特徴や新しい学校の校名が表現できているかなどでございます。

報告は以上でございます。

【教育長】

それでは、ただいまの説明について御質問、御意見はございませんでしょうか。

お願いします。

【安藤委員】

すみません。募集要項の裏側、別紙2の下にある、現在の校章の参考資料というのは、一般の方が校章デザインをしようと思ったときに、QRコードか何かから見られるのでしょうか。

【教育長】

お願いします。

【新たな学校づくり課主幹（小中一貫教育担当）】

新たな学校づくり課の井桁でございます。

御質問にありました現在の校章のことなんですけれども、ホームページ等には記載する予定はしておりません。というのは、新たな学校になりますので、開校準備委員会さん等とお話の中でも、引っ張られてしまう可能性がありますということで、多度地区にお住まいの方は、それぞれお子さんを通じて、あるいは御出身の学校を通じて校章のイメージはお持ちなんですけれども、ホームページ等には載せずに、真っさらな気持ちで公募したらどうだということで載せる予定はしておりません。

以上でございます。

【安藤委員】

多度の方たちが我が学校みたいなのがあって、校章ももっと前の校章もおありだと思うんですけど、別にこれを参考にしてという意味ではなくて、何かそれを入れた上でみたいなこともあってもいいのかなと思ったのです。

それと、前の校章の、小学校が全部お花の花びらみたいになっている、山みたいになっている。その意味が分かれば教えてくださいということと、それから、校章には関係ないんですけど、こういう以前の校章であったり校門の何とかであったりとかという、展示するお部屋が新しい学校にはありますか。

【新たな学校づくり課主幹（小中一貫教育担当）】

2点あったと思ったんですが、まず1点目の、今ある校章のお花のような形の意味なんですけど、これは旧多度町の町の木が梅の木ということで、梅の花をあしらったものだということに言われております。それぞれ東、中、北というふうに書いてあるんですけども、青葉小のときも統合前は南、西というふうな1つの学校、同じような形態の校章でした。お花の形の意味というのはそういった形になります。

あと、新しい校舎にそういった地域の変遷が分かるような場所がつけられたかということですけども、要求申請書の中にはそういった地域のこういうことに関する展示をできるような場所を設けるようにということは書いておりません。

以上です。

【安藤委員】

ありがとうございます。

【教育長】

ほか、何かございますか。よろしいですか。

それでは、次の議事のほうへ進ませていただきます。

それでは、次は令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査及び令和4年度桑名市いじめの問題に関する児童生徒意識調査の結果について、事務局から説明をお願いします。

【学校支援課主幹（生徒指導担当）】

学校支援課、芝です。

国の調査である令和3年度児童生徒問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査について結果が出されましたので、御報告いたします。

資料につきましては、桑名市における暴力行為・不登校・いじめの1,000人当たりの発生件数の推移、また、A3の用紙にあります桑名市の分析を行ったもの、そして、令和4年度いじめアンケート調査結果、計4枚というふうになります。

初めに、桑名市における暴力行為の発生件数の推移を御覧ください。

暴力行為につきまして、上段、小学校では、平成23年度以降継続して桑名市が全国・三重県値よりも高い件数で推移してきましたが、平成30年度をピークに減少に転じ、令和2年度にはほぼ同水準となり、令和3年度は全国・三重県値よりも低い数値となっております。

中学校では、平成25年度をピークに本市の発生件数は減少に転じ、平成27年度以降、全国・三重県値よりも低い発生件数として推移してきましたが、令和2年度及び令和3年度は、全国・三重県値とほぼ同数値となっております。

3枚目、A3用紙を御覧ください。

資料1を見ますと、暴力行為の種別については、小学校45件中25件、中学校29件中18件を児童生徒暴力が占めている現状にあります。また、資料2より、同一児童生徒の暴力行為件数が、学年によっては多数を占めることが分かります。暴力行為に及ぶ児童生徒の中には生活環境や発達上の課題がある者も多いことが認められています。未然防止の観点からも、個々に応じた適切な支援とともに、暴力行為が起こった後、被害を最小限に防ぐということや、関係児童生徒の心理的ケア、再発防止も含めた組織対応が必要であるというふうに考えます。

戻りまして、2ページ目、いじめの認知件数の推移を御覧ください。

桑名市における1,000人当たりのいじめの認知件数は、小中ともに全国・県・桑名とも増加しております。新型コロナウイルス感染拡大によって制限されていた学校活動が徐々に再開され、児童生徒間の接触が増えたことが背景には考えられますが、桑名市としては、いじめ防止対策推進法に基づいたいじめの積極的な認知と早期対応に取り組んできたことの成果であることも要因の1つとして考えております。

A3判、分析を御覧ください。

資料3、小中学校における認知件数の構成比を見ますと、一番多いのが6年生の認知件数50件で構成比20%、次いで、2年生の認知件数が39件で構成比15.6%、中学1年生が31件で構成比12.4%の順となっております。しかしながら、6年生の数値については、50件中20件が同一校同一児童生徒の1つの事案に関する認知件数であり、そのため高い数字につながっています。

資料4、いじめの発見のきっかけは、全国、三重県同様、学校の教職員などの発見が最も多くを占めております。そのうちアンケートによる発見は、小学校では53.6%、中学校では50.7%となっております。学校の教職員以外が発見の内訳についてですが、本人からの訴えによる発見が小学校では22.1%、中学校では21.7%と多くなっております。昨年度に引き続き、学校現場において子供の思いを丁寧に聞き取り、いじめを認知していただいている成果であると考えます。継続してアンケートや教育相談に加え、日々の観察の中からいじめの兆候を早期に発見し、組織的に対応することが求められます。

桑名市といたしましては、学校現場におけるいじめをしない・させない・許さないという子供たちのいじめ防止につながる主体的な取組の実施を行うとともに、いじめを認知してからの対応やいじめの解消について、学校及び教職員の法に基づいたいじめ事案の対応、個々に応じた子供への支援と関係機関との連携など、実践力の向上が図れるよう継続して対応していきたいと考えます。

戻りまして、桑名市における不登校生徒数の推移を御覧ください。

桑名市における1,000人当たりの不登校生徒数は、小中学校とともに、過去5年間で見ると年々増加しており、特に令和3年度の不登校生徒数はさらに大きく増加しております。

下段の学年別不登校児童生徒数を見ますと、小学校4年生以上が増加しており、特に中学校2年生は、4年変化を見ますと、比較しますと、前年度と比較し2倍の増加となっております。

A3判、資料5、不登校の主たる要因は、昨年度同様、小中学校ともに「本人に係る」ものが半数以上を占め、小学校では72.5%、中学校では62.5%でした。次いで、「学校に係る」ものが小学校では16.3%、中学校では31.3%となります。

③「本人に係る」要因の内訳については、無気力が最も多く、続いて生活の乱れとなっております。このような状況に至った経緯や児童生徒を取り巻く環境を適切につかむとともに、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどにつなぐ必要があるというふうに考えております。

①「学校に係る」要因の内訳については、いじめを除く人間関係が多く、次いで学業不振となっております。友達に自分の思いがうまく伝わらないことや、集団に入っていけないという不安を募らせ、人間関係に悩み、不登校に至っているケースが見られます。小学校中学年から中学生になるこの時期は、友人関係に強い意味や必要性を感じたり、仲間同士の評価を強く意識する時期であり、生徒の発達段階に応じた適切な支援と対応を行っていくことが重要です。

また、小学校低学年における不登校数はそれほど高い状況にはありませんが、低学年の段階で不登校になっている児童がいることを大きな課題として捉える必要があると考えております。

最後に4枚目となります。

10月に実施いたしました令和4年度いじめ問題に関する児童生徒のアンケート調査結果を御覧ください。

いじめの認知件数につきましては、同時期の累計数を昨年度調査と比較いたしますと、令和4年度、小学校は63件増の180件、中学校は11件減の42件でした。そのうち小学校では95件の解消、これは53%の解消となります。中学校では16件の解消、38%の解消というふうになっております。

中段の学年別認知件数を見ますと、令和3年度まで、小学校5・6年生、中学校1年生で最もいじめ認知件数が多かった傾向がございましたが、令和4年度10月調査では、小学校3・4年生で最も多い傾向というふうになっております。これは、低学年からの積極的ないじめ認知につながってきたと考えられます。

いじめの様態別グラフを見ますと、小学校、中学校ともに、冷やかしかからかい、仲間外れ、無視、軽くぶつかるなど、一見軽微と捉えられるものが全体の約70%を占めています。このことから、友達関係の中のこと、ただのじゃれ合いという言葉で終わらすのではなく、児童生徒に寄り添い、被害者側の気持ちを的確に捉え、いかに学校教員が認知できるかということが大きなポイントになります。

裏面を御覧ください。

いじめがあると知ったらどうするかという問いに対する児童生徒の意識です。

変化を明確にするため、2年ごとの結果を比較した資料となります。令和4年度、「いじめている人を止めようとする」、「いじめられている人を守ろうとする」児童生徒の割合は全体的に増加しております。このことは、今までの先生方の御指導によるもので大きな成果と言えます。しかしながら、学年が上がるにつれてその割合は減少していくということはまだまだ課題があると考えます。

また、どう行動していいかわからない児童生徒が一定数いることも確かです。先ほども申し上げましたとおり、児童生徒の主体的な取組として、いじめ防止対策において実際にどのような行動ができるのかということをより具体化していく取組が必要であると考えます。

そして、個々の児童生徒の抱える課題も多岐にわたります。適切な支援に向け、福祉を含めた関係機関、ソーシャルワーカーなど相談体制の構築、魅力的な学校づくりにおける不登校の未然防止等きめ細かい対応など、生徒指導体制においてさらなる向上を図る必要があります。継続して学校へ周知していくとともに、適切に支援していきたいと考えます。

以上です。

【教育長】

ただいまの説明について御質問、御意見はございませんでしょうか。

お願いします。

【安藤委員】

今さっき言っていたいじめに関する意識のアンケート、一番最後のやつですね。ちょっと年々いい方向へ来ているというのは今までも報告、受けていたんですけど、また、令和4年度の10月はかなりの数で「止めようとする」とか「守ろうとする」とかと、絶対できるかどうかはそれは大事ですけど、でも、意識ってすごく大事だと思うので、特に中3でかなり上がっているというのがすばらしいなと思いました。

すみません。A3のほうで、ここでどうこう言っても始まらないのかもしれませんが、認知件数の取り方で、私、現場におったのやけど、ちょっと大分忘れてしまいましたが、毎年何か暴力行為何件とかいじめ何件とか報告してそれを累計していくわけですよ。なので、同一の児童の件数が上がってくる。暴力行為はそのときに何かがあったかという感じでまだしも分かりますけど、いじめについては、50件中20件が同一校同一児童生徒の1つの事案ということで、何かいじめというのは1つの事象で、それは続く部分はありますよね。それを毎月、数として上げていって累計しているという、この数の操作自体はどうなんだろうとちょっと思ったんですが。

【教育長】

どうぞ。

【学校支援課主幹（生徒指導担当）】

すみません。先ほど説明させてもらった、特に6年生のという話で、同一児童生徒の1つの事案ということに関してですが、これはある1人の生徒がみんなから少し距離を持たれているという訴えに関してということでしたが、例えば、A君とB君というこの間に、例えばA君がB君に対して嫌な思いを持っていると、いじめられているんじゃないかというふうなことがあった場合に、その行為が確認されて学校が捉えたら、これはいじめ件数1になるんですけども、じゃ、訴えられたB君に聞き取りを行ったところ、実はB君もA君から嫌な思いをしていたというふうになると、これはB君からも1つの事案でいじめ件数2というふうに捉えます。そのことが、例えば1人に対して10人からということになれば、10人側からこの子からということになれば、これ、11になるんです。そういうような捉えで、1人の子が継続して50件、何十件行われたというわけではなくて、1回の事象において捉えた認知件数をそのような数値にしたということでした。

【安藤委員】

分かりました。ありがとうございます。

【教育長】

ほかは何かございますか。

【安藤委員】

すみません。いいですか。同じA3の資料の中の、不登校で主たる要因ということで「本人に係る」ということが多いんですけど、自分なんかでも、やっぱり何かあそこは家庭に問題があるからと自分で物すごく納得してしまうみたいなのがあって、「本人に係る」といったって学校のいろんなこととか友達関係というのも関係してくるので、気をつけないといけないというふうには思っていたんですが、特に「本人に係る」要因のところ、生活の乱れと無気力という、無気力がやっぱり大きいんですけど、無気力と言われたら、ああ、無気力やと学校、来られないかなと納得してしまうんですけど、無気力っ

て何なのかみたい。無気力にも無気力になる要因があるし、だんだん不登校が増えてきているということは無気力の子が増えてきているということなので、その辺の要因とか、何か学校にいることとか、その辺は何か捉えてみえることがあったら教えてください。

【教育長】

お願いします。

【学校支援課主幹（生徒指導担当）】

おっしゃられるとおり、安易に不登校という要因を本人に係るものなんだというふうにしてしまうということはとても危険なことだと思いますので、その点に関しては、学校現場の支援の中においても、本人が何も理由を言わないで不登校状態にある、何が原因か分からないということに関しては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに入っただいて、その子の思いを聞き取るような支援とか関係機関につなぐということを行ってはいます。

無気力ということに関して、自分自身でも何か分からないんだけど学校へ行く気がしないとか、そういった全般的なことが理由としては挙げられているんですが、細かい状況についてはやっぱり個々の状況に応じて、それが起因となるかなと予測されるものは違いますので、その辺りも今後、支援を継続して行っていこうとは考えています。

【教育長】

よろしいですか。

【安藤委員】

ありがとうございます。

【教育長】

ほかはどうでしょうか。

じゃ、よろしいですか。じゃ、次の議事のほうへ進めさせていただきます。

次が事項書の4番、連絡事項について、事務局から説明をお願いします。

————— 各所属長より連絡事項 —————

【教育長】

それでは、続きまして、非公開といたしました議事に移らせていただきます。

【非公開】

- ・議案第26号 令和5年度教職員人事異動基本方針について
- ・議案第27号 多度地区小中一貫校整備事業 施設一体型小中一貫校の校名について
- ・令和4年12月桑名市議会定例会提出議案に係る意見聴取について
- ・桑名市多度学校給食センター調理業務委託業者の決定について
- ・小中学校の様子について

【教育長】

ほかはよろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、令和4年11月の桑名市教育委員会定例会を終了させていただきます。ありがとうございました。

————— 14時02分終了 —————